

追 加 資 料
福祉部・健康部・子育て支援部
令和 8 年 7 月 2 2 日

心身障害者福祉手当、難病患者福祉手当及び児童育成手当の 所得制限額の改正について

障害福祉課
保健予防課
子育て応援課

1 概要

心身障害者福祉手当、難病患者福祉手当及び児童育成手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）の改正に準じて所得制限額の改正を行うため、報告するもの

2 改正内容

扶養親族 等の数	所得額	
	改正前	改正後
0 人	3,661,000円	3,758,000円
1 人	4,041,000円	4,138,000円
2 人	4,421,000円	4,518,000円
3 人	4,801,000円	4,898,000円

以降、1人につき380,000円を加算

3 適用年月日

- (1) 心身障害者福祉手当及び難病患者福祉手当
令和8年8月1日
- (2) 児童育成手当
令和8年6月1日

4 改正に伴う影響見込対象者数等（令和8年5月末時点）

- (1) 心身障害者福祉手当

	改正前	改正後	影響見込
対象者数	10,372 人	10,394 人	+22 人
令和8年度 執行見込額	1,103,437,500 円	1,104,261,500 円	+824,000 円

12月（8・9・10・11月）支給分

(2) 難病患者福祉手当

	改正前	改正後	影響見込
対象者数	2,492人	2,508人	+16人
令和8年度 執行見込額	479,260,000円	480,252,000円	+992,000円

12月(8・9・10・11月)支給分

(3) 児童育成手当

	改正前	改正後	影響見込
世帯数	4,038世帯	4,052世帯	+14世帯
対象者数	5,735人	5,751人	+16人
令和8年度 執行見込額	982,041,000円	983,833,000円	+1,792,000円

10月(6・7・8・9月)及び2月(10・11・12・1月分)支給分

5 予算措置

いずれも令和8年度当初予算の範囲内で対応し、支給額が予算額を超過する見込みとなった場合は、必要な措置を講ずる。

6 対象者への周知

広報かつしか、区公式ホームページや各種SNSを活用し、周知する。

<参考>

(1) 心身障害者福祉手当

身体障害者手帳(1～3級)、愛の手帳(1～4度)又は精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方に対し、支給する(新規申請時65歳未満)。

(2) 難病患者福祉手当

難病医療費助成制度の医療受給者証又はマル都医療券をお持ちの方、これらの疾病と同種の疾病名で小児慢性特定疾病医療費助成制度を受けている方に対し、支給する(新規申請時65歳未満)。

(3) 児童育成手当

ひとり親家庭等の児童(育成手当・18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子)、又は障害のある児童(障害手当・20歳未満の子)を養育している方に対し、支給する。

なお、心身障害者福祉手当、難病患者福祉手当及び児童育成手当(障害手当)は併給できない。